

瀬戸市中心市街地商店街空き店舗対策事業費補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、予算の範囲内において中心市街地商店街へ新たに出店する者に対して必要な資金を補助することにより、中心市街地商店街の振興を図るとともに、人材の活躍促進及び年齢や性別にかかわらず起業・創業に挑戦できるまちづくりを目指すことを目的とする。

(用語の意義)

第2条 この要綱における用語の意義は、次に定めるところによる。

- (1) 中心市街地商店街 商店街振興組合法（昭和37年法律第141号）に定める商店街振興組合及び商店街振興組合連合会のうち、瀬戸市中心市街地商業等活性化基本計画（平成11年3月15日策定）で定められた区域内に所在するものをいう。
- (2) 空き店舗 中心市街地商店街において1月以上継続して事業の用に供されておらず、店舗の出入り口が道路又は人の通行が制限されていない公共用地等に面している物件をいう。
- (3) 家賃 単に賃借料のみをいい、消費税、共益費、管理費、駐車場代、敷金、礼金、保証金等は含まない。

(補助対象者)

第3条 補助の対象となる者は、空き店舗において新たに店舗又は事業所として開業しようとする者で、専ら一般の消費者を顧客とする事業及び集客効果のある事業を開始する者（以下「事業者」という。）のうち、次の各号に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 日本標準産業分類（令和5年総務省告示第256号）に定める業種のうち別表第1に掲げる業種であること。ただし、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する業種を除く。
- (2) 空き店舗に係る売買契約又は36月以上の期間の賃貸借契約を締結したものであること。ただし、売買契約の場合は、第7条の規定による交付申請の日の属する年度又はその前年度に契約を締結したものであること。
- (3) 中心市街地の活性化に寄与すること。
- (4) 3年以上継続して営業することが見込まれ、週5日以上かつ1日4時間以上営業を行うこと。
- (5) 市税の滞納がないこと（法人の場合は代表者を含む。）。
- (6) 暴力団（瀬戸市暴力団排除条例（平成23年瀬戸市条例第12号）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）でないこと。
- (7) 暴力団員（瀬戸市暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）が役員又は構成員となっていないこと。
- (8) 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有しないこと。

2 前項の規定に関わらず、次の各号のいずれかに該当する者は交付の対象としない。

- (1) 事業者と空き店舗を所有する者が同一世帯又は3親等以内の親族関係にあるもの。また、事業者が法人の場合にあつては、その法人の役員と空き店舗を所有する者が同一世帯又は3親等以内の親族関係にあるもの。
- (2) その他瀬戸市中心市街地商店街空き店舗対策事業費補助金（以下「補助金」という。）の趣旨及び目的に照らして適当でないと市長が認めるもの。

（補助対象経費等）

第4条 補助金の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）の名称、補助対象経費、補助要件、補助金の算出式、補助限度額及び補助期間等は、別表第2に定めるとおりとする。

- 2 前項の規定により算出された補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

（補助事業の募集）

第5条 補助金の交付を希望する者（以下「応募者」という。）は、瀬戸市中心市街地商店街空き店舗対策事業費補助金募集要領に定められた必要書類を、市長に対し、当該要領に規定する募集期間内に提出しなければならない。

（補助事業の選定）

第6条 市長は、前条の書類が提出された場合は、関係者からの意見をもとに補助事業を選定し、その結果について、応募者へ通知するものとする。

（補助金の交付申請）

第7条 前条の規定により市長から補助対象事業として選定する旨の通知（以下「採択通知」という。）を受け、補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、中心市街地商店街空き店舗対策事業費補助金交付申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）により、補助対象事業ごとに市長に申請しなければならない。

- 2 第4条の補助期間等が年度をまたぐ場合は、年度ごとに前項に規定する申請を行うものとし、補助金の交付を受けた年度の翌年度も継続して補助金を受けようとする場合は、交付決定のあった日の属する会計年度の翌年度の4月末日までに、申請書を市長に提出しなければならない。ただし、申請内容に変更がないときは、当該申請に必要な添付書類を省略することができる。

（補助金の交付決定）

第8条 市長は、申請書が提出された場合は、その内容を精査し、補助金の交付又は不交付の決定を行うものとする。

- 2 市長は必要があると認めるときは、補助金の交付に関し条件を付することができる。
- 3 市長は、補助金の交付又は不交付について、中心市街地商店街空き店舗対策事業費補助金交付（不交付）決定通知書（様式第2号）により、申請者に通知するものとする。

（事業の変更等）

第9条 前条第3項の規定により交付の通知を受けた者が、補助対象事業を変更し、又は廃止するときは、中心市街地商店街空き店舗対策事業費補助金変更等承認申請書（様式第3号）を市長に提出し、中心市街地商店街空き店舗対策事業費補助金変更等承認（不承認）通知書（様式第4号）による承認を受けなければならない。

2 事業者は、補助対象事業が予定の期間内に完了しないとき、又はその遂行が困難になったときは、速やかに市長に報告し、その指示を受けなければならない。

（実績報告）

第10条 事業者は、補助対象事業が完了したときは、中心市街地商店街空き店舗対策事業費補助金事業実績報告書（様式第5号）を市長に提出しなければならない。

2 前項に規定する実績報告書の提出期限は、次のとおりとする。

- (1) 家賃補助事業 賃貸借契約の締結により事業者が空き店舗の使用を開始した日の属する月から起算して12月目の月の賃借料の支払いを賃貸借契約で定められた日以後30日以内又は交付決定をした日の属する会計年度の3月末日のいずれか早い日
- (2) 店舗改装費補助事業 補助対象事業を完了した日以後30日以内又は交付決定をした日の属する会計年度の3月末日のいずれか早い日

（補助金交付額の確定）

第11条 市長は、前条の実績報告書の提出がされた場合は、速やかにその内容を精査し、補助対象事業の実施結果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、補助金交付額を確定し、中心市街地商店街空き店舗対策事業費補助金交付額確定通知書（様式第6号）により、事業者に通知するものとする。

（補助金の交付）

第12条 市長は、前条の確定通知書を受けた事業者からの中心市街地商店街空き店舗対策事業費補助金請求書（様式第7号）による請求に基づき、補助金を交付するものとする。

（交付決定の取消し等）

第13条 市長は、補助金の交付決定を受けた事業者が次の各号のいずれかに該当したときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消し、既に交付した補助金の全部又は一部を返還させることができる。

- (1) 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (2) 不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (3) 第3条の要件を欠いたとき。
- (4) 正当な理由が無く、連続して30日以上休業したとき。
- (5) その他市長が不相当と認める事由に該当したとき。

（財産処分の制限）

第14条 事業者は、補助対象事業により取得し、又は効用の増加した財産のうち、取得価格又は効用の増加価格が1件当たり50万円以上の機械、重要な器具その他の重要な財産を、市長の承認を受けずに、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、補助対象事業が完了した日の属する会計年度の末日から起算して5年を経過したときは、この限りでない。

2 事業者が、前項の規定により市長の承認を受けて財産を処分したことにより収入があったときは、市長は、交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を返還させることができる。

(補助金の経理等)

第15条 事業者は、補助金の収支等に関する帳簿類を備え、これらの帳簿類を補助対象事業が完了した日の属する会計年度の末日から起算して5年間保存しなければならない。

(事業の事前着手)

第16条 補助金の交付を申請しようとする事業者は、採択通知のあった日以降において事業目的達成のために交付決定前に事業を実施する必要がある場合は、予め事業事前着手届(様式第8号)を市長に提出しなければならない。

(各種調査等)

第17条 事業者は、補助対象事業が完了した日の属する会計年度の翌年度以降5年間、市からの調査等に協力しなければならない。

(補則)

第18条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成14年7月15日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成23年10月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成26年10月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱は、施行の日以後に第6条の規定による選定を受ける者から適用し、同日前に第6条の規定による選定を受けた者については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際現に改正前の各要綱の規定に基づいて作成されている申請書その他の用紙は、改正後の各要綱の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。

別表第1（第3条関係）

大分類	中分類	備考
G 情報通信業	37 通信業、38 放送業、39 情報サービス業、40 インターネット付随サービス業、41 映像・音声・文字情報制作業	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する業種を除く。
I 卸売業、小売業	56 各種商品小売業、57 織物・衣服・身の回り品小売業、58 飲食料品小売業、59 機械器具小売業、60 その他の小売業	
L 学術研究、専門・技術サービス業	71 学術・開発研究機関、72 専門サービス業（他に分類されないもの）、73 広告業、74 技術サービス業（他に分類されないもの）	
M 宿泊業、飲食サービス業	75 宿泊業、76 飲食店、77 持ち帰り・配達飲食サービス業	
N 生活関連サービス業、娯楽業	78 洗濯・理容・美容・浴場業、79 その他の生活関連サービス業、80 娯楽業	
O 教育、学習支援業	81 学校教育、82 その他の教育、学習支援業	
P 医療、福祉	83 医療業、84 保健衛生、85 社会保険・社会福祉・介護事業	
R サービス業（他に分類されないもの）	91 職業紹介・労働者派遣業、92 その他の事業サービス業、95 その他のサービス業	

別表第 2（第 4 条関係）

補助対象事業の名称	補助対象経費	補助金の算出式	補助限度額	補助期間等
家賃補助事業	空き店舗の使用を開始した日の属する月から起算して 1 2 月分の賃借料であり、賃貸借契約に基づき支払われたもの（消費税等は除く。）	1 月当たりの賃借料の 2 分の 1 以内。 ただし、賃貸借契約の開始又は終了において賃貸借契約日数が 1 月に満たない場合は、実際に支払った賃借料により計算する。	1 月当たり 5 万円	1 申請者につき 1 回限りで 1 2 月以内
店舗改装費補助事業	中心市街地への新たな出店に必要な店舗改装費（消費税等は除く。） （床、天井・壁、照明、エアコン、外装工事、給排水設備工事、空調設備工事、電気設備工事、解体工事）	経費の 3 分の 1 以内	1 申請につき 5 0 万円	1 申請者につき 1 回限り※

※店舗改装費補助事業の補助期間等は交付決定をした日の属する会計年度に限るものとし、会計年度をまたぐことを認めない。

第 1 号様式から第 8 号様式までを次のように改める。

